

第3章 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

(景観法第8条第2項第2号関係)

地域の景観は、固有の土地利用や軸、拠点により特徴づけられるものであり、これらが調和した良好な景観を保全し、活かすために、景観形成基準を定めます。

1 景観形成基準（一般地区及び沿道景観形成地区）

良好な景観の形成に関する方針のうち、特に土地利用ゾーン別と軸別の景観形成の方針を具体化するため、良好な景観の形成に支障を及ぼすことが予想される行為として、一般地区においては一定規模以上の行為、沿道景観形成地区においては原則すべての行為が、当該地区の景観と調和したものとなるよう、次のとおり基準を定めます。

次の表中、「中」は中心商業業務ゾーン、「市」は市街地ゾーン、「集」は集落・農地ゾーン、「自」は自然環境ゾーンを示し、「」は当該基準が該当することを示します。

(1) 建築物・工作物本体に関する事項

種別		景観形成基準	中	市	集	自
規模・配置	規模・配置	規模・配置は周辺景観との連続性及び一体性に配慮すること。				
		・隣接する建物や周辺の地形との連続性及び一体性が保たれる規模・配置とすること。				
		・山稜の近傍にあっては、稜線を乱さないよう、尾根からできるだけ低い規模・配置とすること。	-			
		・周辺に社寺林等の樹林地などがある場合は、できる限りその高さ以内にとどめる規模とすること。	-			
	・行為地がまとまりのある農地、歴史的まちなみや集落、文化財等の景観資産に近接する場合は、その保全に配慮した規模及び配置とすること。					
	壁面の位置	壁面の位置は、立地条件にあわせ、後退させる、又は周辺の壁面との調和に配慮すること。				
・壁面は、道路からできる限り後退するか、やむを得ず後退できない場合は、歩行者等に圧迫感を与えないよう壁面の前面部を生垣や植栽等により修景すること。 ・歴史的まちなみや集落、街路景観の整っている地域においては、隣地や周辺との連続性に配慮した配置により壁面線の統一に努めること。					-	
形態意匠	形態意匠	形態意匠は、周辺景観との調和に配慮すること。				
		・隣接する建物や周辺の地形との調和に配慮し、全体的にまとまりのある形態意匠とすること。				
		・遠望に配慮し、勾配屋根又はそれに類する屋根形状とするなど、山並みとの調和に配慮すること。	-	-		

種別		景観形成基準	中	市	集	自	
形態意匠	形態意匠	・商業・業務地における低層階については、歩行者に配慮し賑わいのあるまちなみを演出すること。			-	-	
		・歴史的まちなみや集落、街路景観の整っている地域にあつては、隣地や周辺との連続性に配慮した形態意匠とすること。				-	
		・壁面は、適度に仕様を分け、圧迫感を与えない形態意匠とすること。					
	色彩	色彩は落ち着いたものとし、周辺景観との調和に配慮すること。					
		・建築物及び工作物の外観の色彩は、落ち着いたものとし、次の表のとおりとする。ただし、着色していない木材、土壁、無彩色のガラスなどの材料によって仕上げられる部分の色彩又は見付面積の5分の1未満の範囲内でアクセント色として着色される部分の色彩については、この限りでない。					
		対象	色相	明度	彩度		
		屋根色	10R～5Y	7以下	6以下		
			R、5.1Y～10Y	7以下	4以下		
			その他	7以下	2以下(無彩色を含む)		
		外壁基調色	10R～5Y	-	6以下		
R、5.1Y～10Y			-	4以下			
その他	-		2以下(無彩色を含む)				
素材	素材は、周辺景観に調和するものとする。						
	・素材そのものの良さを形態意匠に生かすよう努めること。						
	・年数とともに周辺の景観に溶け込むような素材を外観に使用するよう努めること。						
屋外設備	屋外設備・外階段等は、道路や広場等の公共空間から見えにくいように配置し、修景を行うこと。						
	その他						
その他		夜間の屋外照明は、過剰な光が周囲に散乱しないようにし、周辺の状況に応じて照明方法等を工夫すること。					

(2) 敷地等に関する事項

種別	景観形成基準	中	市	集	自
敷地内の 緑化	行為地内においては、できる限り多くの部分を緑化すること。				
	・敷地際や角地などに緑を配置するとともに、駐車場等の緑化を積極的に行うこと。				
	・工業地においては、周辺への圧迫感等を和らげるよう樹種、樹高に配慮すること。	-			
	・既存の緑をできる限り継承すること。	-	-	-	
敷地の 外構	フェンス・塀・垣、擁壁等は、周辺との調和・連続性に配慮し、生垣や石垣等の自然素材又は自然素材に近い色彩・素材を使用すること。				
擁壁の 形態意匠	道路等公共の場所から望見できる部分について、形態・仕上げの工夫等により、単調で圧迫感のある擁壁とならないようにすること。				

(3) 開発行為・土地の形質の変更（土石の採取・鉱物の掘採を除く。）に関する事項

種別	景観形成基準
形態意匠	行為にあたっては、できる限り現況の地形を活かし、長大な法面又は擁壁が生じないようにすること。
緑化	法面は、できる限りゆるやかな勾配とし、周辺の植生と調和した樹種により緑化を図ること。 行為地にある樹木は、できる限り保存又は移植によって修景に活かすこと。

(4) 土石の採取・鉱物の掘採に関する事項

種別	景観形成基準
採取等の 方法	土石の採取又は鉱物の掘採の場所は、できる限り道路等の公共の場所から目立ちにくいよう、採取又は掘採の位置、方法を工夫すること。
遮へい	遮へいする場合は、できる限り植栽又は塀等を設置し、背景の景観や周辺景観との調和に配慮すること。
緑化	採取又は掘採後の跡地は、できる限り周辺の植生と調和した緑化を図ること。

(5) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他物件の堆積に関する事項

種別	景観形成基準
集積、貯蔵 の方法	積み上げに際しては、できる限り道路、公園等の公共の場所から目立ちにくい位置及び規模とするとともに、整然とした集積又は貯蔵とすること。
遮へい	積み上げに際しては、できる限り道路、公園等の公共の場所から見えないよう、周辺の景観との調和に配慮した植栽又は塀等で遮へいすること。